

千歳市新学校給食センター整備基本計画策定支援業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和5年7月14日

千歳市長 横田 隆一



1 担当部署

〒066-0019 千歳市流通3丁目1番地の11

千歳市教育委員会教育部学校給食センター

電話 0123-23-3591

FAX 0123-23-3599

e-mail kyushokucenter@city.chitose.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 千歳市新学校給食センター整備基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 「千歳市新学校給食センター整備基本計画策定支援業務 業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年6月30日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 北海道内に、本社、支社、営業所、事業所のいずれかを有していること。
- (2) 令和3・4・5・6年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 本業務の遂行に関するノウハウ及び本業務と類似する業務を履行した実績（履行中を含む。）を有し、かつ、業務の遂行に必要な組織、人員を有している者であること。

※本業務と類似する業務は、学校給食センターの整備に係る事業手法検討業務（PFI導入可能性調査業務）、基本計画・実施計画・実施設計策定業務、PFIアドバイザー業務のいずれかとする。

4 実施要領等の交付期間及び方法

千歳市新学校給食センター整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下、「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年7月14日から令和5年7月31日まで

(2) 交付方法

「**1 担当部署**」で交付するほか、千歳市ホームページの「学校給食」のページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.city.chitose.lg.jp/docs/30218.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年7月31日（月）午前10時00分必着

イ 提出場所 「**1 担当部署**」に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 参加資格の確認等

「**3 参加資格要件**」に定める要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年8月17日（木）午後4時00分必着

イ 提出場所 「**1 担当部署**」に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 「**3 参加資格要件**」の要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 提出された見積金額が見積限度額を超えている場合。

(5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

千歳市新学校給食センター整備基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

「7 受注候補者の特定」において受注候補者として特定された者と当該内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和 39 年千歳市規則第 27 号）第 27 条各号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

業務完了後に全額を支払う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーションを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は、返還しない。

(5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するが、本業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。

(6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。

(7) 提出された企画提案書等は、千歳市情報公開条例（平成 5 年千歳市条例第 14 号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

(8) 詳細は、実施要領等による。